

令和3年9月1日開会

令和3年第3回木曾岬町議会定例会

行政報告

町長

皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第3回町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

今期定例会には執行部より、承認案件1件、令和2年度各会計の補正予算5件、条例改正1件、令和2年度各会計の決算認定が8件、報告案件1件、同意案件2件など、合わせて18件の議案を提出いたしました。

いずれも重要な案件でございます。

何卒、慎重審議を賜りますようお願いいたします。

それでは早速ですが、議長の許可をいただきましたので行政報告をいたします。

先ず、新型コロナウイルス感染症の防止対策に関する動きと、感染者の発生状況及びワクチン接種の実施状況等について報告させていただきます。

令和3年8月17日、三重県において政府に対し要請しました「まん延防止等重点措置」の適用が決定し、8月20日から県内全域が実施区域となり、本町においては「特に重点措置を講じる区域」に指定されました。

しかしながら、三重県の感染者数は8月17日に200人、21日には400人を超え、26日には515人と連日のように過去最多となる新規感染者が発生し、頂上の見えない爆発的な感染拡大が続き、三重県下の中でも特に北勢地域は、自宅待機者が急増しており、保健所や医療体制が極めて逼迫した状況になっています。一日も早く感染の波を抑え込むため、8月25日、三重県に「緊急事態宣言」の発令が決定し、8月27日から9月12日まで緊急事態措置の実施期間となりました。

これを受け、本町においては、「第22回木曾岬町新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、各種要請事項等

を踏まえ、町民の方々に日中も含め外出自粛等、注意喚起を促すと共に、役場庁舎内や議会棟等の通風換気や飛沫防止対策等、更に強化を図ると共に、公共施設を閉鎖、小中学校の分散登校及びオンライン授業による在宅での学習、こども園の1号認定児の休園、2号・3号認定児の登園自粛など様々な感染防止対策を講じています。

本町の感染者の発生状況ではありますが、最近では、本年7月中の感染者は無かったのですが、8月中には、1ヶ月間最多の10件発生し、今までの合計で41件感染者が発生している状況であり、8月30日現在における木曾岬町の感染率は0.631%で、県下29市町の中で12番目、感染率の高い北勢10市町の中で10番目でございます。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、コンパクトな本町の特徴を活かした「木曾岬町モデル」として、町内2つの医療機関を軸に個別接種体制を構築し、年齢別に接種期間を区分して5月10日から接種を開始し、12歳以上の希望する接種対象者は全員が8月15日までに2回目接種を終える事ができました。

また、新規に12歳到達者や、都合により接種できなかつた方々等の接種希望者を考慮し現在において追加接種を実施している状況であり、8月30日現在で4,633人の方が接種しており、接種率は約81%でございます。

今後においても、町内の医療機関、桑名医師会、桑名市及び三重県と連携して、感染状況に応じた迅速かつ適切な実施体制の確保等、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに努めて参りたいと考えておりますので、何卒、ご理解、ご協力を賜りたいと考えているところでございます。

次に、「木曾岬干拓地について」でございます。

始めに、「木曾岬新輪工業団地」の現在の分譲状況についてでございますが、第1期分譲地約11.9ヘクタールにつきましては、全面積分譲済みで、第2期分譲地約14ヘクタールについては、約11ヘクタールが分譲済み、2ヘクタールが交渉中、残り1ヘクタールが未分譲地となっております。更に、本年5月から分譲開始となった第3期分譲地約19.7ヘクタールについては、約6ヘクタールが分譲済み、約

2ヘクタールが交渉中といった状況となっております。これらのうち、2社が既に操業を開始しており、また、令和4年度、5年度の操業開始に向けて現在、2社が建設工事を進めているというような状況であります。今後も、三重県とともに協議を進め、全ての分譲地に対しての企業誘致が1年でも早く実現できる様、力を尽くしていきたいと考えているところでございます。

また、現在、未着手となっている南部の土地利用につきましては、昨年12月に開催された第7回木曾岬干拓地土地利用検討協議会において、利用形態を運動広場から、建設発生土のストックヤードへと変更することにより、都市的土地利用までの期間を15年短縮し、通算10年で利用可能となるようにするとの提案がなされ、本年5月に開催された第8回の検討協議会では、5年かかるとされていた環境影響評価の期間を1年短縮することで、都市的土地利用への移行時期をさらに前倒しするとの方針が示されましたが、町としましては、更にもう1年短縮することができないか、今後も三重県と協議を進めて行きたいと考えているところ

でございます。

次に、干拓地内の水道事業について でございます。

令和2年から三重県企業庁により着手されました干拓地内の水道事業につきましては、本年9月に工事完了となり、令和4年4月から供用開始となります。これにより、1日当たり1,000tの水道が供給できることとなり、今後の企業立地の促進にもつながるものだと考えているところでございます。

最後に、愛知県側へのアクセス道路について でございます。第2回町議会定例会以降、弥富市と三重県との三者で、協議・調整を進めて参りました。そして、去る8月5日には、中野治美愛知県議会議員同席の下、弥富市長、三重県と共に、愛知県の建設局長と面談し、アクセス道路の早期整備の必要性について申し入れを行って参りました。木曾岬干拓地の企業立地の状況等ご理解をいただき、愛知県の建設局長からは、前向きな回答をいただくことができましたので、この機を逃すことなく、三重県、弥富市と共に、これまで以上に連携を図りながら、アクセス道路の早期実現に

向けて全力を尽くして行きたいと考えているところでございます。

以上を申し上げます行政報告と致します。